

## 君津市景観条例の骨子（案）について

建設部

### 1 条例案の趣旨、目的及び背景

景観法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、良好な景観の形成を推進するための施策を講ずることにより、本市の魅力あふれる美しい景観の保全及び形成を図り、もって潤いと安らぎのある豊かな生活環境の創造と市民生活の向上に寄与することを目的として制定するものである。

### 2 条例案の概要

別紙のとおり

### 3 条例案の施行期日

平成31年7月1日 施行

### 4 まちづくり意見公募手続

#### (1) 意見提出期間

平成30年9月3日（月）から平成30年10月5日（金）まで

#### (2) 周知方法

広報きみつ9月号、市のホームページ、自治会回覧

#### (3) 資料の入手方法

ア 閲覧：建設計画課、行政センター、公民館、コミュニティセンター、中央図書館、市のホームページ

イ 配布：建設計画課、市のホームページからのダウンロード

#### (4) 意見の提出方法

持参、郵送、ファックス、電子メール

#### (5) 提出・問合せ先

建設計画課 Tel 0439-56-1261 Fax 0439-56-1626

E-mail kensetu@city.kimitsu.lg.jp

## 5 今後のスケジュール

平成30年 9月 1日 広報きみつ掲載

9月 6日 自治会回覧

9月 3日～10月 5日 まちづくり意見公募手続

10月30日 主管課長会議

11月 6日 庁議

11月中旬 議会報告

11月中旬 自治会回覧

12月 1日 広報きみつ掲載

12月 3日～ 2月28日 結果及び最終案の公表

## 君津市景観条例の骨子（案）

### 第1 目的

この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」といいます。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、良好な景観の形成を推進するための施策を講ずることにより、本市の魅力あふれる美しい景観の保全及び形成を図り、もって潤いと安らぎのある豊かな生活環境の創造と市民生活の向上に寄与することを目的とするものです。

### 第2 定義

この条例における用語の意義は、法の例によるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。

- (1) 市民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内の土地、建築物若しくは工作物の所有者若しくは権原に基づく占有者をいいます。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。
- (3) 工作物 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第1項に規定する工作物又は土地に自立して設置する太陽光発電設備をいいます。

### 第3 市の責務

- 1 市は、良好な景観の形成に関する総合的な施策を策定し、これを実施しなければならないものとします。
- 2 市は、1の施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めなければならないものとします。
- 3 市は、市民及び事業者の景観に関する意識を啓発するとともに、良好な景観の形成に関する情報の提供その他の支援に努めなければならないものとします。
- 4 市は、公共施設の整備を行う場合は、良好な景観の形成について、先導的な役割を果たすよう努めなければならないものとします。

#### 第4 事業者の責務

- 1 事業者は、自らが行う土地の利用等の事業活動が景観に及ぼす影響に配慮し、良好な景観の形成に努めなければならないものとします。
- 2 事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めなければならないものとします。

#### 第5 市民の責務

- 1 市民は、自らが良好な景観の形成の主体であることを認識し、良好な景観の形成に努めなければならないものとします。
- 2 市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めなければならないものとします。

#### 第6 国等に対する協力要請

市長は、必要があると認めるときは、国の機関又は他の地方公共団体に対し、良好な景観の形成について協力を要請するものとします。

#### 第7 景観計画の策定

市長は、良好な景観の形成を総合的かつ計画的に推進するため、景観計画を定めるものとします。

#### 第8 景観計画の変更

市長は、景観計画を変更しようとするときは、法第9条に定める手続によるほか、あらかじめ君津市景観審議会（以下「審議会」といいます。）の意見を聴かななければならないものとします。

#### 第9 景観計画への適合

景観計画区域内において、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、その行為が景観計画に適合するよう努めなければならないものとします。

## 第 1 0 事前相談

景観計画区域内において、法第 1 6 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出をしようとする者は、当該届出に係る行為に関する事項について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に相談することができるものとします。

## 第 1 1 助言又は指導

市長は、事前相談があった場合において、その内容が景観計画で定められた良好な景観の形成に関する方針に沿うとともに、行為の制限に適合するよう必要な助言又は指導を行うことができるものとします。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、君津市景観アドバイザー（第 2 8 において「景観アドバイザー」といいます。）の意見を聴くことができるものとします。

## 第 1 2 届出における添付図書

景観法施行規則（平成 1 6 年国土交通省令第 1 0 0 号）第 1 条第 2 項第 4 号に規定する条例で定める図書は、平面図その他の規則で定める図書とします。

## 第 1 3 届出を要する行為

- 1 法第 1 6 条第 1 項第 4 号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とします。
  - (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質を変更する行為であって、面積が 3, 0 0 0 平方メートル以上のもの
  - (2) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいいます。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 4 8 号）第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいいます。）その他の物件を堆積する行為であって、堆積に係る面積が 5 0 0 平方メートル以上で、かつ、道路その他の公共の場所から容易に望見できるもの

2 1の行為に係る法第16条第1項の規定による届出をしようとする者は、同項に規定する事項を記載した届出書に規則で定める図書を添付し、市長に届け出なければならないものとします。

3 法第16条第1項に規定する条例で定める事項は、行為をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに行為の完了日とします。

4 法第16条第2項に規定する条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第1項の届出に係る行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとします。

#### 第14 届出を要しない行為

法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次の表に掲げる規模の行為以外のもの又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業専用地域における行為とします。

種類	規模
建築物の新築、増築、改築 若しくは移転、外観を変更 することとなる修繕若しくは 模様替又は色彩の変更	次のいずれかに該当する建築物 (1) 地盤面からの高さが10メートルを超えるもの (2) 建築面積が500平方メートルを超えるもの
工作物の新設、増築、改築 若しくは移転、外観を変更 することとなる修繕若しくは 模様替又は色彩の変更	次のいずれかに該当する工作物 (1) 設置面からの高さが6メートルを超える煙突 (2) 設置面からの高さが15メートルを超える鉄柱、 コンクリート柱又は鉄塔 (3) 地盤面からの高さが2メートルを超え、かつ、 総延長が20メートルを超える擁壁 (4) 土地に自立して設置する太陽光発電設備で、パ ネルの面積の合計が100平方メートルを超える もの
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為で、

開発区域の面積が3,000平方メートル以上のもの
--------------------------

#### 第15 行為の完了等の届出

法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならないものとします。

#### 第16 特定届出対象行為

法第17条第1項に規定する条例で定めるものは、法第16条第1項第1号又は第2号の届出を要する全ての行為とします。

#### 第17 勧告又は命令

市長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令を行おうとする場合において、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができるものとします。

#### 第18 公表

1 市長は、次の各号のいずれかに該当する者について、その者の住所、氏名（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）その他の規則で定める事項を規則で定める方法により、公表することができるものとします。

(1) 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をしないで法第16条第1項各号に掲げる行為（法第16条第7項に規定する行為を除きます。）をした者

(2) 法第16条第1項又は第2項の規定による届出に当たり虚偽の届出をした者

(3) 法第16条第3項の規定による勧告に従わない者

(4) 法第17条第1項又は第5項の規定による命令に従わない者

2 市長は、1により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象

となる者に、意見を述べる機会を与えるとともに、審議会の意見を聴かなければならないものとします。

#### 第19 景観重要建造物の指定

- 1 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならないものとします。
- 2 市長は、景観重要建造物の指定をしたときは、その旨を告示しなければならないものとします。
- 3 法第27条第1項又は第2項の規定により景観重要建造物の指定を解除するときは、1及び2を準用するものとします。

#### 第20 景観重要建造物の管理の方法の基準

法第25条第2項の規定により条例で定める景観重要建造物の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更しないこと。
- (2) 消火器の設置その他防災上の措置を講ずること。
- (3) 景観重要建造物の滅失、毀損等を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (4) (1)から(3)までに定めるもののほか、規則で定める事項

#### 第21 景観重要樹木の指定

- 1 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならないものとします。
- 2 市長は、景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を告示しなければならないものとします。
- 3 法第35条第1項又は第2項の規定により景観重要樹木の指定を解除するときは、1及び2を準用するものとします。

#### 第22 景観重要樹木の管理の方法の基準

法第33条第2項の規定により条例で定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 景観重要樹木の良い景観を保全するため、せんだいその他の必要な管理を行うこと。
- (2) 病虫害の駆除その他の措置を行うこと。
- (3) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、景観重要樹木を定期的に点検すること。
- (4) (1)から(3)までに定めるもののほか、規則で定める事項

## 第23 景観形成重点地区の指定

- 1 市長は、景観計画区域のうち重点的に良好な景観の形成を推進する必要があると認める地区を景観形成重点地区（以下「重点地区」といいます。）として指定することができるものとします。
- 2 重点地区の指定をする場合は、当該重点地区に係る次に掲げる事項を景観計画に定めるものとします。
  - (1) 名称
  - (2) 区域
  - (3) 良好な景観の形成に関する方針
  - (4) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
  - (5) (1)から(4)までに定めるもののほか、市長が必要と認める事項
- 3 市長は、重点地区の指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならないものとします。
- 4 1から3までの規定は、重点地区の指定の変更又は解除について準用します。

## 第24 景観まちづくり市民団体の認定

- 1 市長は、本市の良好な景観の形成を推進するために自主的な活動を行う団体であって、規則で定める要件に該当すると認められるものを景観まちづくり市民団体（以下「市民団体」といいます。）として認定することができるものとします。

- 2 認定を受けようとする市民団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならないものとします。
- 3 市長は、2の申請があった場合において市民団体の認定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとします。
- 4 市長は、2の申請があった場合において市民団体の認定をしたときは、その旨を当該団体に通知しなければならないものとします。
- 5 市長は、市民団体の認定をしたときは、当該団体の名称、活動内容等を公表するものとします。

## 第25 景観まちづくり市民団体の認定の取消し

- 1 市長は、市民団体が規則で定める要件に該当しなくなったと認めるとき又は市民団体として適当でなくなったと認めるときは、その認定を取り消すものとします。
- 2 市長は、市民団体の認定を取り消したときは、その旨を当該団体に通知しなければならないものとします。
- 3 市長は、市民団体の認定を取り消したときは、これを公表しなければならないものとします。

## 第26 表彰

- 1 市長は、本市の良好な景観の形成に寄与していると認められる建築物、工作物等について、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができるものとします。
- 2 市長は、1に掲げるもののほか、本市の良好な景観の形成に寄与していると認められる活動を行った個人又は団体を表彰することができるものとします。
- 3 市長は、1及び2による表彰を行おうとする場合において必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができるものとします。

## 第27 景観審議会

- 1 良好な景観の形成について必要な事項を調査審議するため、審議会を置く

ものとしします。

- 2 審議会は、この条例によりその権限に属する事項及び良好な景観の形成に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するものとしします。
- 3 審議会は、委員10人以内で組織しします。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱しします。
  - (1) 学識経験のある者
  - (2) 景観に係る活動を行う団体の推薦を受けた者
  - (3) 市民
  - (4) (1)から(3)までに定めるもののほか、市長が必要と認める者
- 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げません。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間としします。
- 6 1から5までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定めしします。

## 第28 景観アドバイザー

- 1 市長は、良好な景観の形成を推進するに当たり、技術的又は専門的な助言を聴くため、景観アドバイザーを置しします。
- 2 景観アドバイザーは、第10に規定する事前相談に関する事項、法第16条第1項又は第2項の届出に係る行為の景観計画に対する適合審査に関する事項その他良好な景観を形成するために市長が必要と認める事項について、市長の求めに応じ、技術的又は専門的な助言を行うものとしします。
- 3 景観アドバイザーは、2人以内とししします。
- 4 景観アドバイザーは、良好な景観の形成に関し専門的な知識及び豊富な経験を有する者のうちから市長が委嘱しします。
- 5 景観アドバイザーの任期は、2年とし、再任を妨げません。ただし、欠員が生じた場合における後任の任期は、前任者の残任期間とししします。

## 第29 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものとししします。

### 第 30 施行期日等

この条例は、平成 31 年 7 月 1 日から施行し、第 10 から第 18 までの規定は、平成 31 年 10 月 1 日以後に着手する法第 16 条第 1 項の規定による届出を要する行為について適用します。